

千歳市スポーツ少年団登録について

—日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団—

- メンバーシップ制のため、年度ごとに登録が必要です。
- 団員：登録する年の4月1日現在、満3歳以上の者かつ原則10名以上
- 指導者：登録する年の4月1日現在、満18歳以上の公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を保有している者で、かつスポーツ少年団の理念を学んだ者2名以上必須
※「理念を学んだ指導者」とは、2019年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者／JSPO 公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者〔前年度受講修了者含む〕／2019年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され、2023年度まで引き続き登録を行っていた者／2020年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者
- 18歳以上の「指導者」、「役員」または「スタッフ」2名以上の登録が必要です。
- 新規登録の単位団については、18歳以上の「指導者」2名以上の登録を必須とし、「スポーツ少年団の理念を学んだ者」が2名に満たない場合には、当該年度内に「JSPO 公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会」を受講・修了し、翌年度には必ず要件を満たしてください。
※道内の講習会日程については北海道スポーツ協会Webサイトに掲載されています。
- 単位団の活動は地域に根ざした活動を基本とします。団員はその地域を生活行動範囲内とし、できるかぎり地域のスポーツ少年団に加入することが望ましいです。
ただし、団員の生活行動範囲に希望する競技種目の単位団がない場合は、特例的に近隣管内の単位団に登録することを認めますが、勝利至上主義の考え方による登録は認めません。
- 登録料：団員600円／人、指導者1,200円／人、役員・スタッフ1,200円／人
Web登録・承認後、支払依頼メールを確認のうえ指定金融機関へお支払いください。
登録の流れについては日本スポーツ協会のWebサイト(登録について)をご参照ください。

(<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid269.html>) →



【注 意 事 項】

- 千歳市スポーツ少年団に他市町村の団員が加入の場合、市外在住者の団員が過半数に達する場合は登録できません。団員を追加した際も同条件です。基本的に千歳市民を対象とします。
登録に際し、団員名簿の提出を依頼する場合がありますのでご承知おきください。
- 体育施設利用目的および営利目的の登録はできません。
- 千歳市スポーツ少年団の登録期間は4月1日～6月30日までです。（追加登録含む）

〒066-0046 北海道千歳市真町176番地2（千歳市スポーツセンター内）
千歳市スポーツ少年団本部事務局（公益財団法人千歳市スポーツ協会・振興課）

TEL：0123-22-4150／fax：0123-24-2320

Mail：syounendan@chitose-taikyo.or.jp／Gmail 対応：taikyo-jimukyoku02@asahi-net.email.ne.jp